○近畿地方整備局告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第四十七号中播都市計画道路事業三・五・二百四号本龍野富永線

三　事業施行期間　自平成十八年三月七日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十八年近畿地方整備局告示第四十七号の事業地のうち、兵庫県たつの市龍野町堂本字上長塀地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第三十六号中播都市計画道路事業三・五・二百四号本龍野富永線

三　事業施行期間　自平成二十年三月二十五日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千七十八号広島圏都市計画道路事業三・四・八百九号大須土橋線、三・四・五号矢賀間所線及び三・一・十一号天満矢賀線

三　事業施行期間　自平成八年十一月十四日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成八年建設省告示第二千七十八号及び平成十三年中国地方整備局告示第四十九号の事業地のうち広島県安芸郡府中町大須一丁目、大須三丁目及び大須四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成八年建設省告示第二千七十八号の事業地に広島県安芸郡府中町大須一丁目、大須三丁目及び大須四丁目地内を加える。

○中国地方整備局告示第七十八号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を改正する告示

平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を次のように改正する。

一の1中「四月二十七日から五月五日まで及び」を「四月九日から五月五日まで、」に改め、「八月三十一日まで」の下に「及び九月十六日から十月十六日まで」を加える。

一の2の㈢中「十一月一日から」の下に「十一月二十二日まで及び十二月二十六日から」を加える。

一の2に次のように加える。

㈣　十一月二十三日から十二月二十五日までの公開日　午前九時三十分から午後九時まで

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

備前市伊部字不老川一六〇一番一から同市伊部字久保田二一八八番一まで　前　一一・〇〇～一三・〇〇（メートル）　〇・〇二八（キロメートル）

後　一二・八〇～一六・五〇

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号　備前市伊部字不老川一六〇一番一から同市伊部字久保田二一八八番一まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○中国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

笠岡市笠岡字西ノ浜新田五六一一番三から同市笠岡字西ノ浜新田五六一八番一七まで　前　一二・〇〇～二五・五〇（メートル）　〇・二四一（キロメートル）

後　一二・〇〇～二三・〇〇

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所